

平成25年2月14日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
東京ビルディング20階  
産業ファンド投資法人  
代表者名 執行役員 倉都 康行  
(コード番号 3249)  
資産運用会社名  
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 久我 卓也  
問合せ先 インダストリアル本部長 西川 嘉人  
TEL. 03-5293-7091 E-mail: iif-3249.ir@mc-ubs.com

## 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成24年12月25日付け日本経済新聞にて公告の通り、平成25年3月19日に第4回投資主総会を開催する予定であり、本日開催の役員会におきまして、規約変更及び役員選任に関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は、平成25年3月19日に開催される本投資法人の第4回投資主総会での承認により、有効となります。

### 記

#### 1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）に定められる投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件を定める租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）の規定が改正されたことに対応するため、第6条を変更します。
- (2) 投資信託協会が平成25年1月4日付で社団法人から一般社団法人へ移行したことに伴い、第18条第4号を修正します。
- (3) 信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合の取扱いを規約において明確にするため、第18条第2号及び第19条第2号を変更します。
- (4) 一般社団法人投資信託協会による「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正等を踏まえ、利益を超えた金銭の分配に関する規定を整理するため、第25条第2項を変更します。
- (5) 補欠役員の選任に係る決議の効力を有する期間に関し、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と同一とするため、第44条第2項を新設します。
- (6) 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告において、「導入に向けた制度整備を進めることが適当である」とされているライツ・オフリング、無償減資及び自己投資口取得に関して、これらを導入する法改正がなされた場合に予めできる限り対応すべく、第5条第3項ないし第5項、及び、第53条ないし第55条を新設します。
- (7) その他、字句の修正を行うとともに、条文整備等のために、所要の変更を行います。

(規約変更の詳細については、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

## 2. 役員選任について

執行役員 倉都康行、監督役員 滝口勝昭及び本多邦美は、平成 25 年 3 月 25 日をもって任期満了となるため、平成 25 年 3 月 19 日に開催される本投資法人の第 4 回投資主総会において、執行役員 1 名（候補者：倉都康行）及び監督役員 2 名（候補者：滝口勝昭、本多邦美）の選任について議案を提出いたします。

また現在、執行役員、監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員候補者として西川嘉人が、補欠監督役員候補者として宇佐美豊が決議されておりますが、本投資主総会の開始の時をもって効力を失います。このため、補欠執行役員 1 名（候補者：西川嘉人）及び補欠監督役員 1 名（候補者：宇佐美豊）の選任についての議案も提出いたします。

### (1) 執行役員及び監督役員候補者

執行役員	倉都康行（重任）
監督役員	滝口勝昭（重任）
監督役員	本多邦美（重任）

### (2) 補欠執行役員候補者

補欠執行役員	西川嘉人
--------	------

（注）上記補欠執行役員候補者は、現在本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社のインダストリアル本部長です。

### (3) 補欠監督役員候補者

補欠監督役員	宇佐美豊
--------	------

（役員選任の詳細については、別紙「第 4 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

## 3. 投資主総会等の日程

平成 25 年 2 月 14 日	投資主総会提出議案の役員会承認
平成 25 年 3 月 1 日	投資主総会招集通知の発送（予定）
平成 25 年 3 月 19 日	投資主総会（予定）

以上

【別紙】第4回投資主総会招集ご通知

\*本投資法人のホームページ：<http://www.iif-reit.com/>

平成25年3月1日

投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
東京ビルディング  
産業ファンド投資法人  
執行役員 倉都康行

## 第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながら後記「投資主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成25年3月18日（月曜日）までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第41条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面により議決権を行使されない場合、投資主様が保有されている議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

### 第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成25年 3 月19日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 1 号  
東京會館11階「シルバールーム」  
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的事項

#### 決議事項

- 第 1 号議案 規約一部変更の件
- 第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件
- 第 3 号議案 監督役員 2 名選任の件
- 第 4 号議案 補欠執行役員 1 名選任の件
- 第 5 号議案 補欠監督役員 1 名選任の件

以 上

---

#### <お願い>

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方 1 名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、投資主ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。

#### <ご案内>

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.iif-reit.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）に定められる投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件を定める租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）の規定が改正されたことに対応するため、第6条を変更します。
- (2) 投資信託協会が平成25年1月4日付で社団法人から一般社団法人へ移行したことに伴い、第18条第4号を修正します。
- (3) 信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合の取扱いを規約において明確にするため、第18条第2号及び第19条第2号を変更します。
- (4) 一般社団法人投資信託協会による「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正等を踏まえ、利益を超えた金銭の分配に関する規定を整理するため、第25条第2項を変更します。
- (5) 補欠役員の選任に係る決議の効力を有する期間に関し、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と同一とするため、第44条第2項を新設します。
- (6) 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告において、「導入に向けた制度整備を進めることが適当である」とされているライツ・オフERING、無償減資及び自己投資口取得に関して、これらを導入する法改正がなされた場合に予めできる限り対応すべく、第5条第3項ないし第5項、及び、第53条ないし第55条を新設します。
- (7) その他、字句の修正を行うとともに、条文整備等のために、所要の変更を行います。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分です。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第5条 (発行可能投資口総口数等)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得て、投資口の募集及び発行を行うことができる。当該募集投資口の発行における1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額としなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第5条 (発行可能投資口総口数等)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人は、発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得て、投資口の募集及び発行を行うことができる。当該募集投資口の発行における1口当たりの払込金額は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額としなければならない。</p> <p>3. <u>本投資法人は、法令に従い、投資主に対し、本投資法人に対して行使することにより本投資法人の投資口の交付を受けることができる権利(以下「新投資口予約権」という。)の割当てを行うことにより、新投資口の募集及び発行を行うことができる(以下「ライツ・オフERING」という。)</u>。この場合、<u>新投資口予約権の内容及び数その他のライツ・オフERINGに必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議により定める。</u></p> <p>4. <u>本投資法人は、役員会の決議によって法令で認められる範囲内で欠損填補を目的として出資総額又は出資剰余金の額を減少することができる。</u></p> <p>5. <u>本投資法人は、法令で認められる範囲内で、役員会の決議をもって市場取引その他の法令に定める方法によって自己の投資口を取得することができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第6条（国内において募集される投資口）</p> <p>本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。<u>なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）に定める投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件について改正があった場合は、当該改正後の条項に沿って本条を読み替えるものとする。</u></p>	<p>第6条（国内において募集される投資口）</p> <p>本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち<u>に国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</u></p>
<p>第11条（資産運用の対象）</p> <p>1. ～6.（記載省略）</p> <p>7. 金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、本条を適用する。</p>	<p>第11条（資産運用の対象）</p> <p>1. ～6.（現行どおり）</p> <p>7. 金融商品取引法<u>（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）</u>第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、本条を適用する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第18条（資産評価の方法及び基準）  本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1) 不動産、地上権又は不動産の賃借権  不動産、地上権又は不動産の賃借権については、取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、建物及び設備等の減価償却額は、定額法により計算する。ただし、定額法により計算することが、正当な事由により適当ではなくなった場合で、かつ投資家保護上問題がないと判断できる場合に限り、他の評価方法により計算することができるものとする。</p> <p>(2) 金銭、不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権  信託資産である不動産、地上権又は不動産の賃借権については、前号に従って評価し、また、信託資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価した後に、その信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p>	<p>第18条（資産評価の方法及び基準）  本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1) 不動産、地上権及び不動産の賃借権  不動産、地上権及び不動産の賃借権については、取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、建物及び設備等の減価償却額は、定額法により計算する。ただし、定額法により計算することが、正当な事由により適当ではなくなった場合で、かつ投資家保護上問題がないと判断できる場合に限り、他の評価方法により計算することができるものとする。</p> <p>(2) 金銭、不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権  信託資産である不動産、地上権及び不動産の賃借権については、前号に従って評価し、また、信託資産である金融資産及び信託負債については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価する。信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には、当該信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) 有価証券  (i) (記載省略)  (ii) その他の有価証券  金融商品取引業者等から気配相場が提示されているときは、原則として当該気配相場により評価する。気配相場が提示されていないときは、原則として社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額をもって、その他の有価証券を評価する。</p> <p>(5)～(8) (記載省略)</p>	<p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 有価証券  (i) (現行どおり)  (ii) その他の有価証券  金融商品取引業者等から気配相場が提示されているときは、原則として当該気配相場により評価する。気配相場が提示されていないときは、原則として<u>一般社団法人</u>投資信託協会（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額をもって、その他の有価証券を評価する。</p> <p>(5)～(8) (現行どおり)</p>
<p>第19条 (有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価格)</p> <p>有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、前条と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1) 不動産、地上権<u>又は</u>不動産の賃借権  不動産、地上権及び不動産の賃借権については、収益還元法により求めた価額をもって評価する。</p>	<p>第19条 (有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価格)</p> <p>有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、前条と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1) 不動産、地上権<u>及び</u>不動産の賃借権  不動産、地上権及び不動産の賃借権については、収益還元法により求めた価額をもって評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び金銭の信託の受益権  信託資産である不動産、地上権又は不動産の賃借権については、前号に従って評価し、また、信託資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価した後、<u>信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純財産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</u></p> <p>(3) (記載省略)</p>	<p>(2) 不動産、地上権及び不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び金銭の信託の受益権  信託資産である不動産、地上権<u>及び不動産の賃借権</u>については、前号に従って評価し、また、信託資産である金融資産<u>及び信託負債</u>については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価する。<u>信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことが困難な場合には、当該信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純財産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第20条（借入れ及び投資法人債の発行目的）</p> <p>本投資法人は、第10条の基本方針に従い、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（租税特別措置法第67条の15に規定する機関投資家に限る。）からの借入れ及び投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。本投資法人は、投資法人債の発行にあたり、投資法人債を引き受ける者の募集、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務（但し、当該投資法人債が短期投資法人債である場合において投資法人債原簿を作成しない場合を除く。）、発行に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務その他の事務を、法令の定めにより他の者に委託する。</p>	<p>第20条（借入れ及び投資法人債の発行目的）</p> <p>本投資法人は、第10条の基本方針に従い、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（租税特別措置法<u>（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）</u>第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定する機関投資家に限る。）からの借入れ及び投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。本投資法人は、投資法人債の発行にあたり、投資法人債を引き受ける者の募集、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務（但し、当該投資法人債が短期投資法人債である場合において投資法人債原簿を作成しない場合を除く。）、発行に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務その他の事務を、法令の定めにより他の者に委託する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第21条（借入金及び投資法人債の発行により調達した資金の用途）</p> <p>借入金及び投資法人債の発行により調達した資金の用途は、資産の取得、修繕等、敷金・保証金の返済、分配金の支払、本投資法人の費用の支払又は債務の返済（借入金及び投資法人債の債務の履行を含む。）等とする。</p>	<p>第21条（借入金及び投資法人債の発行により調達した資金の用途）</p> <p>借入金及び投資法人債の発行により調達した資金の用途は、資産の取得、修繕等、敷金・保証金の返還、分配金の支払、本投資法人の費用の支払又は債務の返済（借入金及び投資法人債の債務の履行を含む。）等とする。</p>
<p>第25条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.（記載省略）</li> <li>2. 利益を超えた金銭の分配</li> </ol> <p>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、法令等（投信協会規則を含む。）に定める範囲内で利益の額に当該決算期に計上した固定資産の減価償却額に相当する金額を加えた金額に達するまで投資主に金銭を分配することができる。ただし、この場合において、なおも金銭の分配金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除する。</p>	<p>第25条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.（現行どおり）</li> <li>2. 利益を超えた金銭の分配</li> </ol> <p>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、法令等（投信協会規則を含む。）に定める範囲内で利益を超えて出資の払戻しとして投資主に金銭を分配することができる。ただし、この場合において、なおも金銭の分配金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第32条（費用）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1)～(6)（記載省略）</p> <p>(7) 投資主総会及び役員会開催に係る費用及び公告に係る費用並びに投資主に対して送付する書面の作成、印刷及び交付に係る費用</p> <p>(8)～(12)（記載省略）</p>	<p>第32条（費用）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1)～(6)（現行どおり）</p> <p>(7) 投資主総会及び役員会開催に係る費用、公告に係る費用並びに投資主に対して送付する書面の作成、印刷及び交付に係る費用</p> <p>(8)～(12)（現行どおり）</p>
<p>第44条（役員任期）</p> <p>役員任期は、2年とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は先任者の残任期間と同一とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>第44条（役員任期等）</p> <p>1. 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は先任者の残任期間と同一とする。</p> <p>2. <u>補欠の役員選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、役員が選任された直近の投資主総会）において選任された被補欠者である役員任期が満了する時までとする。ただし、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p>
<p>第45条（役員会招集者及び議長）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>2. 役員会招集通知は、役員会の日3日前までに、全役員に対して発する。ただし、全役員<u>の全員の同意</u>を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p>	<p>第45条（役員会招集者及び議長）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2. 役員会招集通知は、役員会の日3日前までに、全役員に対して発する。ただし、全役員<u>の同意</u>を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第48条（役員のパ賠償責任の免除）</p> <p>本投資法人は、投信法第115条の6第7項に基づき、役員のパ投信法第115条の6第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員のパ職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会のパ決議をもって、法令の限度において、免除することができる。</p>	<p>第48条（役員のパ賠償責任の免除）</p> <p>本投資法人は、投信法第115条の6第7項に基づき、役員のパ投信法第115条の6第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員のパ職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会のパ決議をもって、法令に定める限度において、免除することができる。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第53条（ライツ・オフエリング）</p> <p><u>第5条第3項の新設にかかる改正は、投資法人による新投資口予約権の発行を認める投信法の改正の施行の日に効力を生じる。また、ライツ・オフエリングを行うために必要な場合には、第5条第3項の規定は、当該改正法の規定に従い読み替えるものとする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第54条（出資総額又は出資剰余金の額の減少）</p> <p><u>第5条第4項の新設にかかる改正は、欠損填補を目的とする投資法人による出資総額又は出資剰余金の額の減少を認める投信法の改正の施行の日に効力を生じる。また、当該減少を行うために必要な場合には、第5条第4項の規定は、当該改正法の規定に従い読み替えるものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p><u>第55条（自己の投資口の取得）</u></p> <p><u>第5条第5項の新設にかかる改正は、投資法人による市場取引等を通じて自己の投資口の取得を認める投信法の改正の施行の日に効力を生じる。なお、当該改正法において、自己の投資口の取得を実施するにあたりその上限を定めることを要する場合には、本投資法人における上限は、当該施行の日における本投資法人の発行済投資口の総口数に2分の1を乗じた数（改正法においてこれを下回る数が定められた場合はその数）とする。また、自己の投資口の取得を実施するために必要な場合には、第5条第5項の規定は、当該改正法の規定に従い読み替えるものとする。</u></p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である倉都康行の任期は、平成25年3月25日をもって満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。任期は、現行規約第44条の定めにより、平成25年3月26日から2年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成25年2月14日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者及びその略歴は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人 の投資口数
<small>(くら つ やす ゆき)</small> <b>倉 都 康 行</b> <small>(昭和30年6月23日)</small>	昭和54年4月 株式会社東京銀行 入社	0口
	昭和57年8月 バンク・オブ・トゥキョウ・インターナショナル ロンドン	
	昭和59年8月 バンク・オブ・トゥキョウ・インターナショナル ホンコン	
	昭和60年12月 株式会社東京銀行 資本市場第三部 部長代理	
	平成元年9月 バンク・オブ・トゥキョウ・キャピタルマーケット ロンドン アソシエイト・ディレクター	
	平成8年4月 バンカーズ・トラスト マネージング・ディレクター	
	平成9年8月 チェース・マンハッタン銀行 マネージング・ディレクター	
	平成13年4月 リサーチアンドブライシングテクノロジー株式会社 代表取締役(現任)	
	平成17年3月 株式会社沖繩金融特区研究所 取締役	
	平成17年12月 株式会社フィスコ・コモディティー 取締役	
	平成19年3月 本投資法人執行役員就任(現任)	
	平成19年6月 セントラル短資オンライントレード株式会社(現 セントラル短資FX株式会社) 非常勤監査役	
平成21年3月 セントラル短資FX株式会社 監査役(現任) 現在に至る		

(注) 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。また、上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

### 第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である滝口勝昭及び本多邦美の2名の任期は、平成25年3月25日をもって満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。任期は、現行規約第44条の定めにより、平成25年3月26日から2年間となります。

なお、投資信託及び投資法人に関する法律及び現行規約第42条の定めにより、監督役員員の員数は、執行役員員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

監督役員候補者及びその略歴は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
1	(たき ぐち かつ あき) 滝口勝昭 (昭和16年9月1日)	昭和38年11月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ会計士事務所 昭和57年6月 同 パートナー 昭和58年11月 同 ニューヨーク事務所 日系企業担当部日本連絡責任者 昭和60年6月 監査法人三田会計社設立 代表社員 平成2年2月 監査法人トーマツ 合併により監査法人トーマツ代表社員 平成9年6月 同 常務代表社員 同 戦略ビジネス部門代表 平成13年6月 監査法人トーマツ エグゼクティブマネジメントグループ メンバー デロイトトウシュートーマツ ボードオブディレクター メンバー デロイトトウシュートーマツ ガバナンスコミティー メンバー 平成16年9月 DTTグローバルマニュファクチャリングインダストリーグループ 会長 滝口勝昭公認会計士事務所 所長(現任) 平成19年1月 平成19年2月 財団法人石橋財団 監事 平成19年3月 本投資法人監督役員就任(現任) フェニックス・キャピタル株式会社 非常勤監査役(現任) 日本リバイバル債権回収株式会社 非常勤監査役(現任) 平成19年4月 中央大学専門職大学院国際会計研究科 特任教授 ゴールドバック株式会社 非常勤監査役 平成19年6月 基礎地盤コンサルタンツ株式会社 非常勤監査役 平成20年6月 日特建設株式会社 非常勤監査役(現任) 平成22年2月 財団法人石橋財団 理事(現任) オリエンタル白石株式会社 非常勤監査役(現任) 平成24年6月 日本橋梁株式会社 非常勤監査役(現任) 現在に至る	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する 本投資法人 の投資口数
2	(ほん だ く み ) 本 多 邦 美 (昭和47年3月10日)	平成11年4月 常松・築瀬・関根（現 長島・大 野・常松）法律事務所 平成12年3月 春木・澤井・井上（現 東京丸の内） 法律事務所 平成14年9月 モリソン・フォースター法律事務所 平成15年8月 春木・澤井・井上（現 東京丸の内） 法律事務所（現任） 平成19年3月 本投資法人監督役員就任（現任） 現在に至る	0口

(注) 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。  
また上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

#### 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員西川嘉人の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失います。つきましては、執行役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成25年2月14日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者及びその略歴は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人 の投資口数
(にし かわ よし と) 西川 嘉人 (昭和39年4月16日)	昭和62年4月 東京建物株式会社 入社 平成2年4月 同 都市開発事業本部 平成7年4月 同 ビル営業部 平成9年1月 株式会社東京建物アメニティサポート出向 平成11年4月 東京建物株式会社 投資事業開発部 平成12年10月 同 ビル事業本部 平成15年10月 ラサール・インベストメント・マネジメント 株式会社 ナショナルダイレクター 平成18年11月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会 社 経営企画部 新規事業担当部長 平成19年2月 同 インダストリアル本部 不動産投資部長 平成21年1月 同 インダストリアル本部長 (現任) 現在に至る	0口

(注) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。  
また、上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社のインダストリアル本部長です。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

補欠監督役員宇佐美豊の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失います。つきましては、監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監督役員候補者及びその略歴は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人 の投資口数
(う さ み ゆたか) 宇佐美豊 (昭和33年4月28日)	昭和59年10月 監査法人太田哲三事務所（現 新日本有限責任監査法人）入所 国際部 平成元年7月 アーンスト・アンド・ヤング（米国）駐在 平成2年7月 アーンスト・アンド・ヤング（ドイツ）駐在 平成5年7月 アーンスト・アンド・ヤング（ベルギー）駐在 平成8年9月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）国内監査部門 平成11年8月 アーンスト・アンド・ヤング（米国）短期駐在 平成12年4月 監査法人太田昭和センチュリー（現 新日本有限責任監査法人）リスクマネジメント部長 平成18年10月 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）代表社員 平成18年11月 マネジメント・パワー・エクステンジ株式会社 代表取締役（現任） 平成23年9月 西川計測株式会社 社外監査役（現任） 平成24年4月 国立大学法人 政策研究大学院大学 監事（現任） 平成24年7月 株式会社パデコ 社外監査役（現任） 現在に至る	0口

(注) 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第41条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

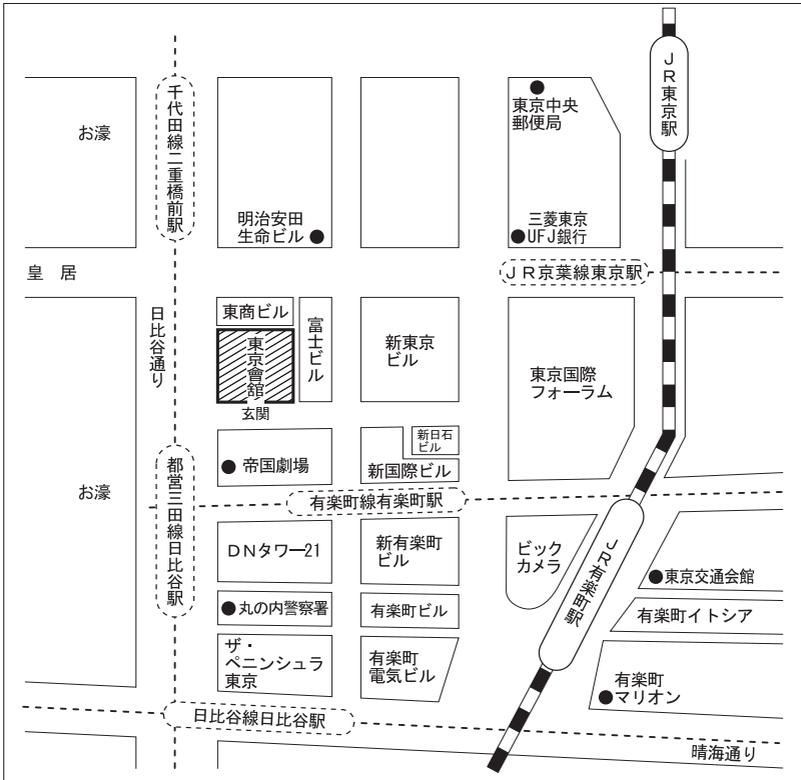
会場：東京都千代田区丸の内三丁目2番1号  
東京會館11階「シルバールーム」

電話：03-3215-2111

交通：J R

地下鉄

東京駅 丸の内南口より徒歩10分  
 京葉線東京駅 6番出口より徒歩3分  
 有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩5分  
 千代田線 二重橋前駅より徒歩5分  
 有楽町線 有楽町駅より徒歩5分  
 丸ノ内線 東京駅より徒歩15分  
 日比谷線 日比谷駅より徒歩10分  
 三田線 日比谷駅より徒歩5分



お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。